主 文 本件を上告審として受理しない。 申立費用は申立人らの負担とする。 平成15年12月22日 最高裁判所第一小法廷 裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰 裁判官 泉徳治 裁判官 島田仁郎